

## 盛岡市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条～第9条）

第4章 市長等と議会との関係（第10条）

第5章 議会運営（第11条・第12条）

第6章 議会の機能強化（第13条）

第7章 政務活動費（第14条）

第8章 議員定数及び議員報酬（第15条・第16条）

第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第17条～第19条）

第10章 他の条例との関係及び見直し手続（第20条・第21条）

#### 附則

私たちは、豊かな緑と清らかな水の流れに囲まれ、杜と水の都として長い歴史をもつまち、盛岡を誇りに思う。

多くの先人たちが、市勢の発展と市民福祉の向上のために不断の努力を積み重ねてきた。

そもそも議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づき、市民を代表する機関であるとともに意思決定機関としての役割を担うものである。

私たちは、先人が築いてきた歴史と伝統のもとに、より一層市民の負託に応えるため、市長とともに二元代表制の一翼を担うことを自覚し、開かれた議会、行動する議会としての基本的な事項を定め、その責務を明らかにする。

ここに、住民自治を推進し、及び団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、もって市民福祉の向上に寄与するため、本条例を制定する。

#### 【解説】

前文は、条例の理念を宣言し、明らかにするものです。議会は、日本国憲法と地方自治法に基づく市民を代表する機関及び意思決定機関であることに、その存在意義があります。その意義を自覚したうえで、地方自治の本旨に基づき、先人が築いてきた歴史と伝統のもと、市長とともに二元代表制の一翼を担い、市民の負託に応えるとともに、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会への取組みについても確実に推し進める決意を示しています。

社会経済情勢がめまぐるしく変化する今日、地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき責任と役割は、ますます大きくなりつつあります。この条例は、議員及び議会がその責務をあらためて確認することを促すものですが、究極の目的は、「市民福祉の向上」にあります。

※ 二元代表制…地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表制といいます。

※住民自治…行政は、住民の意思に基づいて行われなければならないということです。

※団体自治…地方は、国とは別の独立した自治権を持つということです。

## 第1章 目的

第1条 この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、その基本理念及び基本的事項を定め、議会及び議員の役割及び活動原則を明らかにすることにより市民の信託に応える議会を実現し、市勢の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 【解説】

前文にも掲げている条例を制定する理念と目的を簡潔に示すものです。

市長とともに二元代表制の一翼を担う議会の基本的事項を定め、市勢の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する機関として常に市政の公平性、透明性及び信頼性を確保するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市長及び他の執行機関の市政運営につき監視及び評価を行うこと。
- (2) 市民に開かれた議会を目指す中で、市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 提出された議案及び請願の審議又は審査を行うとともに政策提案を行うこと。
- (4) 市民に分かりやすい議会運営に努めること。
- (5) 合議機関であるとの認識の下、意思決定に当たっては議員相互の自由な討議を尊重すること。

### 【解説】

議会の活動原則を定めています。

市政の公平性、透明性及び信頼性の確保に努めることとし、市民に開かれた議会を目指すなど次の五つの原則を掲げています。

- (1) 議会は、市長等の執行機関が適切に市政運営を行っているか、常に監視・評価します。
- (2) 議会は、多様な意見を持つ市民の意見を的確に把握し、それらを市政及び議会活動に反映させるように努めます。
- (3) 市長等から提出された議案の審議及び市民等から提出された請願の審査を行うとともに、政策の立案及び提言を行います。

- (4) 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うよう努めます。
- (5) 議会は、多様な意見を持つ市民から選出される複数の議員から構成される合議制の組織であることに鑑み、議員間討議等議員相互の自由な討議を尊重するよう努めます。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して活動するとともに議会を構成する一員として次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の的確な把握に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (2) 調査及び研究活動等を通して、自らの資質の向上に努めること。
- (3) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。

**【解説】**

第2条が議会の活動原則を定めていることに対し、本条では個々の議員の活動原則を定めています。

市民の代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指し活動することとし、議会を構成する一員として活動する際、心がける必要がある次の三つの原則を掲げています。

- (1) 議員は、多様な意見を持つ市民から選挙によって選出されており、市民の意見を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うよう努めます。
- (2) 議員は、市政の課題等に関する日常の調査及び研究活動等を通して、自らの資質の向上に努めます。
- (3) 議員は、本会議や委員会等における議会活動について市民に対して説明責任を果たすよう努めます。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策決定等に関し合意形成に努めるものとする。

**【解説】**

会派について定めています。

会派とは同一理念を持つ議員同士で結成する議員の集まりであり、盛岡市議会では先例により3人以上の議員をもって結成されたものとしています。会派は、議会活動を行うために結成し、政策決定等に関し合意形成に努めることとしています。

(災害に関する議員及び議会の役割)

第5条 議員及び議会は、防災及び減災対策に率先して取り組むとともに、災害が発生した場合においては、市民生活の安全及び安心を機軸とした活動を行うとともに災害からの復興に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

**【解説】**

災害に関する議員及び議会の役割について定めています。

東日本大震災の教訓を踏まえ、議員及び議会は、防災及び減災対策に率先して取り組み、積極的な役割を果たすよう努めることとしています。

第3章 市民と議会との関係

(情報の公開)

第6条 議会は、全ての会議を原則として公開することとし、市民に対し積極的に情報を発信するとともに、説明責任を果たすことで、その透明性を高めるよう努めなければならない。

2 議会は、定例会及び臨時会ごとに、議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

**【解説】**

情報の公開について定めています。

会議を原則として公開することとし、市民に対し積極的に情報を発信するなど、説明責任を果たし、透明性を高めることとしています。

地方自治法第115条第1項には本会議の公開の原則が規定されているほか、盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）では委員会の公開について、全員協議会要領（平成20年決定）では全員協議会の公開について、それぞれ規定しています。

また、議案に係る各議員の賛否等についても公表することとしています。

(請願及び陳情)

第7条 議会は、請願を市民等による政策提案と位置付け、積極的に市民等から意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

2 陳情は、内容が請願に適合するものであり、かつ、特に必要と認めた場合には前項の例による。

**【解説】**

請願及び陳情の位置付けを示しています。

請願は、地方自治法第124条で議員の紹介により請願書を提出するよう定めていますが、積極的に市民等から意見を聴く機会を設けるよう努めることとしています。

陳情は、請願に適合する内容で特に必要と認めた場合は、請願と同様に提出者から趣旨を聴く機会を設ける取扱いにしようとするものです。

請願の提出要件については、盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）に規定されています。陳情については、先例により陳情一覧表とともに写しを議員に配付する取扱いとしています。

（広聴広報活動の充実）

第8条 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市民に議会活動を報告するとともに市民の意見を聴取するよう努めなければならない。

**【解説】**

広聴広報活動を充実させるための取り組みを定めています。

議会広報紙（もりおか市議会だより等）の発行、議会報告会の開催等により、市民への情報提供及び意見聴取に努めることを規定しています。

（参考人及び公聴会の活用）

第9条 議会は、参考人及び公聴会を活用し、市民の専門的識見を議会の討議に反映させるものとする。

**【解説】**

参考人及び公聴会の活用について定めています。

会議規則等により本会議及び委員会において公聴会及び参考人についての規定はありますが、これらの制度を活用し、市民の専門的識見を議会の討議に反映させることにより、議論の充実に努めようとするものです。

第4章 市長等と議会との関係

第10条 二元代表制の一翼を担う議会は、市長等との間において、次に掲げるところにより常に緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

(1) 本会議及び委員会における審議又は審査等は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

(2) 議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

**【解説】**

市長等（市長及び教育委員会などの行政機関）と議会との関係について定めています。

議会は、市長等との関係において、緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとし、三つの項目を掲げています。

※ 反問…通常，市長等は議員の質疑や質問に対して簡潔明瞭に答弁する方法で行われていますが，議員の発言に責任を持たせ，さらに活発な議論が展開されるよう，市長等が質問趣旨の確認等のために議員に問うことができることを規定しています。

## 第5章 議会運営

### (議会運営)

第11条 議会は，公正かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

#### 【解説】

議会運営は，公正かつ効率的を旨とする原則を規定しています。

### (議長及び副議長)

第12条 議長及び副議長は，議会を代表する立場として公正無私を貫くとともに，この条例の趣旨を十分に理解し，積極的にその施行に努めなければならない。

2 議長及び副議長を選出するときは，その過程を明らかにしなければならない。

#### 【解説】

議長及び副議長について定めています。

公平で公正な立場で議会を代表し，本条例を積極的に施行することとしています。また，議長，副議長を志す者が，議会運営に係る所信及び抱負を表明する機会を設けるなど，議長，副議長の選出の過程を明らかにすることを定めています。

※ 議長及び副議長…地方自治法第103条により議員の中から議長及び副議長一人を選挙することとされています。

## 第6章 議会の機能強化

第13条 議会は，市政執行に関する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

2 議会は，市政の課題に関する調査のため必要があるときは知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 議会は，他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い，その結果を市政に反映させるため，積極的に交流及び連携を図るものとする。

#### 【解説】

市政執行の監視及び評価，議会自らが政策を打ち出す機能の強化，調査機関の設置及び他の自治体の議会との交流・連携について規定しています。

## 第7章 政務活動費

第14条 政務活動費は、議員が行う調査及び研究並びに政策の立案又は提言並びに議会情報の発信等に資するために議員に交付され、その執行に当たっては盛岡市政務活動費の交付に関する条例（平成20年条例第3号）に基づいて行われ、その使途に関しては常に透明性が確保されていなければならない。

2 議会は、別に定めるところにより政務活動費の収支報告書を公開するものとする。

### 【解説】

政務活動費の使途について、透明性を確保することを定めています。盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程により収支報告書を公開することとしています。

※ 政務活動費…地方自治法第100条第14項により議員の必要な経費の一部として交付することができるものとされています。交付対象、金額、経費の範囲等は、別の条例で定められています。

## 第8章 議員定数及び議員報酬

### （議員定数）

第15条 議員定数は、本市の人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較及び検討し、市民の代表機関である議会が、市民の意見を十分に反映させることができるよう定めなければならない。

2 議会の議員定数は、盛岡市議会議員定数条例（平成13年条例第22号）に定める。

### 【解説】

議会を構成する議員の定数について定めています。

議員の定数については、本市の人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較、検討する中で市民の意見を反映させることができるように定めることとしています。

※ 議員の定数…地方自治法第91条第1項により議員の定数は、条例で定めるものとされており、現在、盛岡市議会では38人としています。

### （議員報酬）

第16条 議会は、議員報酬が市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、社会の経済情勢、本市の財政状況、本市に類似する他市の報酬等を勘案し、定めなければならない。

2 議員報酬は、盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）に定める。

### 【解説】

議員報酬について定めています。

社会の経済情勢、市の財政状況、本市に類似する他市の報酬等を勘案し定めることとしています。

## 第9章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の資質の向上を図り、政策形成、政策立案等に係る能力を強化するため、議員研修の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

議員の資質向上、政策を自ら立案する能力の強化を目的として、議員研修の充実に努めることを定めています。

### (議会図書室)

第18条 議会は、地方自治法第100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため設置されている議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

議会図書室について定めています。

議員の調査研究のため議会図書室を適正に管理運営し、図書及び資料の充実に努めることとしています。

※ 議会図書室…地方自治法第100条第19項により、議員の調査研究に資するため、議会に設置しているものです。なお、一般の方でも議長の許可を得て使用することができます。

### (議会事務局)

第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図らなければならない。

2 議会事務局は、議員の活動に必要とされる行政情報を収集し、政策提言に係る情報の提供に努めるものとする。

#### 【解説】

議会事務局について定めています。

議会が議員の資質の向上を図り議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実に努めることを規定しています。

議会事務局は、議会の政策立案能力の向上のため、必要な行政情報を収集し、収集した情報を議員に提供します。

※ 議会事務局…地方自治法第138条第2項により、市の議会に置くことができるものとされており、条例で設置しているものです。



## 第10章 他の条例との関係及び見直し手続

### (他の条例との関係)

第20条 この条例は、議会に関する基本理念及び基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例を新規に制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

#### 【解説】

議会に関する他の条例との整合性を図ることを定めています。

### (見直し手続)

第21条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により必要な措置を講じたときは、検討の過程及び理由を明らかにしなければならない。

#### 【解説】

他の法令との整合性を検証し、必要に応じて改正等の措置を講ずることを定めています。また、改正等の措置を講じたときは、措置を講ずるまでの検討の過程とその理由を明らかにすることとしています。なお、見直しに当たってもパブリックコメント等により、市民の意見を聴く機会を設けることとします。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。